

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和7年11月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	101 トン	47 トン	54 トン
		101 トン	47 トン	54 トン
3	クリーム	57 トン	50 トン	7 トン
		27 トン	37 トン	超過済
4	粉乳類	23,078 トン	18,582 トン	4,496 トン
		17,616 トン	15,551 トン	2,065 トン
5	無糖れん乳	1,358 トン	543 トン	815 トン
		1,357 トン	533 トン	824 トン
6	加糖れん乳	257 トン	107 トン	150 トン
		95 トン	19 トン	76 トン
7	ヨーグルト	17 トン	2 トン	15 トン
		17 トン	2 トン	15 トン
8	バターミルク	20 トン	17 トン	3 トン
		20 トン	16 トン	4 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801 トン	32,875 トン	27,926 トン
		46,217 トン	21,619 トン	24,598 トン
10	その他の乳製品	11,357 トン	4,245 トン	7,112 トン
		4,816 トン	2,681 トン	2,135 トン
11	バター	17,983 トン	7,737 トン	10,246 トン
		14,523 トン	7,065 トン	7,458 トン
12	豆類	75,032 トン	44,038 トン	30,994 トン
		35,697 トン	20,320 トン	15,377 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798 トン	3,586,129 トン	1,978,669 トン
		5,256,055 トン	3,334,646 トン	1,921,409 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	751,188 トン	522,644 トン
		170,350 トン	116,951 トン	53,399 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	562,569 トン	480,123 トン
		1,042,692 トン	562,569 トン	480,123 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	1,729 トン	1,970 トン
		3,529 トン	1,193 トン	2,336 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	12,579 トン	超過済
		10,387 トン	10,678 トン	超過済
17	マニオ力でん粉	151,213 トン	74,762 トン	76,451 トン
		149,682 トン	74,660 トン	75,022 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	10,077 トン	10,881 トン
		13,494 トン	10,077 トン	3,417 トン
19	その他でん粉	1,890 トン	991 トン	899 トン
		1,743 トン	951 トン	792 トン
20	イヌリン	3,000 トン	967 トン	2,033 トン
		81 トン	31 トン	50 トン
21	落花生	35,920 トン	18,258 トン	17,662 トン
		21,411 トン	9,776 トン	11,635 トン
22	こんにゃく芋	174 トン	22 トン	152 トン
		174 トン	22 トン	152 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	3,665 トン	5,628 トン
		2,252 トン	413 トン	1,839 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	896 トン	425 トン
		767 トン	431 トン	336 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	1,298 トン	3,222 トン
		1,779 トン	290 トン	1,489 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	6,281 トン	10,522 トン
		2,016 トン	522 トン	1,494 トン
28	繭	1.6 トン	2.4 トン	超過済
		1.6 トン	2.4 トン	超過済
29	生糸	234 トン	75 トン	159 トン
		234 トン	75 トン	159 トン

#### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。